

◆ 身体的拘束等の廃止に関する指導について

標準的な指導事務の流れは以下のとおり

1 運営上の指導

運営指導において下記の（1）から（3）のいずれかに該当する場合の対応

（1）身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を例外的に行う場合の三つの要件をすべて満たさない状況で身体的拘束等が行われている場合（手続面での不備の有無は問わない）

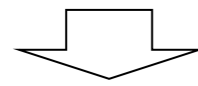
* 身体的拘束等を例外的に行う場合 *

○ 三つの要件をすべて満たしていること

〔切迫性〕：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

〔非代替性〕：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

〔一時性〕：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること



（運営上の指導）

高齢者虐待防止、身体的拘束等の禁止について、制度理解の確認と普及促進のための指導を行うとともに、直ちに身体的拘束等を中止するよう指導する

（→状況に応じ行政処分等を検討）

◆ 身体拘束廃止に関する指導について

標準的な指導事務の流れは以下のとおり

【運営上の指導】

① 運営指導において下記の利用者を確認した場合

○ 身体拘束を例外的に行う場合の三つの要件をすべて満たさない状況で、身体拘束が行われている利用者。

○ 身体拘束を例外的に行う場合の三つの要件は満たしているが、手続面で不備がある利用者。

* 身体拘束を例外的に行う場合 *

1. 三つの要件をすべて満たしていること

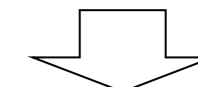
〔切迫性〕：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

〔非代替性〕：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

〔一時性〕：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 手続面

・ 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。



② 下記の項目について運営上の指導を行う。

○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等について、制度理解の確認と普及促進のための指導を行う。

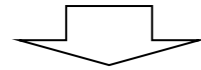
○ また、一連のケアマネジメントプロセスの重要性について、指導を行う。

(2) 身体的拘束等を例外的に行う場合の三つの要件は満たしているが、
手続面で不備がある場合

* 身体的拘束等を例外的に行う場合 *

○必要な手続

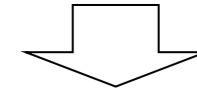
身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者
(又は入所者)の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録す
ること



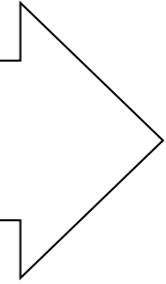
(運営上の指導)

- ・ 高齢者虐待防止、身体的拘束等の禁止について、制度理解の確認
と普及促進のための指導を行うとともに、直ちに記録を行うよう
指導する
- ・ 身体拘束廃止未実施減算の対象事業に対しては、併せて同減算の
指導を行う

(速やかに改善計画を提出させ、記録を行うよう指導)



上記の理解が不十分と認められる場合は、「身体拘束
廃止未実施減算」の適用について指導を行う。

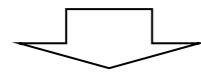


(3) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合
(身体拘束廃止未実施減算の対象事業に限る)

* 身体的拘束等の適正化を図るための措置 *

○身体的拘束等の実施の有無にかかわらず全ての措置を講じていること

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること



(運営上の指導)

高齢者虐待防止、身体的拘束等の禁止について、制度理解の確認と普及促進のための指導を行うとともに、速やかに改善計画を提出させ、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じるよう指導する

2 報酬請求（身体拘束廃止未実施減算）上の指導

(1) 身体的拘束等に関し以下の①②について確認

① 身体的拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録（2年間保存）しているか
（上記1（2）対象事業者）

② 身体的拘束等の実施の有無にかかわらず、身体的拘束等の適正化のための全ての措置を講じているか（上記1（3）対象事業者）

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

(2) (1) ①身体的拘束等を行う場合の記録がなされていない、又は、(1) ②身体的拘束等の適正化のための全ての措置が講じられていない事実を発見した場合（⇒事実が生じた月）

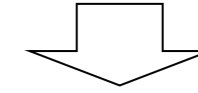
(3) 身体拘束廃止未実施減算の適用

- ① 速やかに「改善計画」を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく報告を提出するよう指導
なお、「改善計画」が速やかに提出されない場合は、身体的拘束等を例外的に行う場合に必要な手続きを行うこと及び身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じることが、身体拘束廃止未実施減算の解除の要件であることを理解させ、提出を促す。
- ② (2) の事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者又は入所者全員について所定単位数から100分の10に相当する単位数を減算

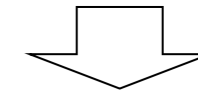
(4) (2) の事実が生じた月から3月後に、事業者からの「改善計画」に基づく報告に基づき、改善状況を確認

【報酬請求（身体拘束廃止未実施減算）上の指導】

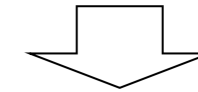
① 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しているかを確認。
（※ 記録については2年間保存が義務づけられている）



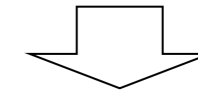
② 身体拘束等を行う場合の記録がなされていない場合



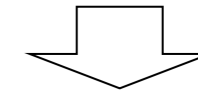
③ 身体拘束廃止未実施減算について指導
（※ 詳細は「身体拘束廃止未実施減算の適用について」）



④ 身体拘束廃止未実施減算を適用した場合の標準的な取扱いについて説明
→ 改善計画提出月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算。
（※ 詳細は「身体拘束廃止未実施減算の適用について」）



⑤ 速やかに改善計画を提出するよう指導



⑥ 改善計画提出の3ヶ月後に改善確認を実施
（※ 改善が認められない場合は、引き続き身体拘束廃止未実施減算を適用。）

(5)(4)において改善が認められた場合は、改善が認められた日の属する月を「改善が認められた月」として、同月まで身体拘束廃止未実施減算を行う。

ただし、事業者からの「改善計画」に基づく報告がない、又は、改善状況が不十分である場合には、改善が認められないものとし、引き続き改善が認められるまで（改善が認められた月まで）身体拘束廃止未実施減算を行う。

(※ 詳細は(参考)「身体拘束廃止未実施減算の適用について」を参照)

(参 考)

身体拘束廃止未実施減算の適用について

1 身体拘束禁止規定について

対象事業について「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。」旨規定されている。

なお、「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体的拘束等を行う場合においても、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められる。

【対象事業】

- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 介護医療院

2 身体拘束廃止未実施減算における基準・解釈通知等

以下、介護老人福祉施設についての基準・解釈通知等を記載しているが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人保健施設・介護医療院等についても同様の内容である。

① 基準（平成12年厚告21）別表1注4

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(参 考)

身体拘束廃止未実施減算の適用について

1 身体拘束禁止規定について

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」と規定されている。

なお、「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体拘束を行う場合においても、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められる。

【対象事業】

- (介護予防)短期入所生活介護
- (介護予防)短期入所療養介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 身体拘束廃止未実施減算における基準・解釈通知等

以下、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についての基準・解釈通知等を記載しているが、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設についても同様の内容である。

① 基準（平成18年厚労告126）別表6注4

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

<厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示95号)86>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第11条第5項及び第6項又は第42条第7項及び第8項に規定する基準に適合していないこと。

【減算対象事業】

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (介護予防)特定施設
入居者生活介護
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
介護医療院
- 地域密着型特定施設
入居者生活介護

② 解釈通知(平成12年老企40)第2の5(5)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項の記録(同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束の適正化のための指針を整備していない、又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出[※]した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

※ 「記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出」の“速やか”とは?
…改善計画の提出日は記録を行っていない事実が生じた日(記録を行っていなかったことを発見した日)から概ね1~2週間程度と考える。

<厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示25号)12>

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第137条第5項、第162条第7項又は第174条に規定する基準に適合していないこと。

【減算対象事業】

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

② 解釈通知

(平成18年老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018)第二の7(7)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定基準第118条第5項又は第161条第5項の記録(指定基準第118条第4項又は第161条第5項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出[※]した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

※ 「記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出」の“速やか”とは?
…改善計画の提出日は記録を行っていない事実が生じた日(記録を行っていなかったことを発見した日)から概ね1~2週間程度と考える。

Q&A (平成18年9月 介護制度改革 INFORMATION vol.127 問10)

(問) 身体拘束廃止未実施減算については、「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算する」こととされているが、施設監査に行った際に身体拘束に係る記録を行っていないことを発見した場合、いつからいつまでが減算となるのか。また、平成18年4月前の身体拘束について記録を行っていなかった場合は、減算の対象となるのか。

- ・ 身体拘束の記録を行っていない日
：平成18年4月2日
- ・ 記録を行っていないことを発見した日
：平成18年7月1日
- ・ 改善計画を市町村長に提出した日
：平成18年7月5日

(答) 身体拘束廃止未実施減算については、身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出し、これに基づく改善状況を3か月後に報告することになっているが、これは、事実が生じた月に改善計画を速やかに提出させ、改善計画提出後最低3か月間は減算するということである。

したがって、お尋ねのケースの場合、改善計画が提出された平成18年7月を基準とし、減算はその翌月の同年8月から開始し、最短でもその3か月後の10月までとなる。

なお、身体拘束廃止未実施減算は、平成18年4月から新たに設けたものであることから、同月以降に行った身体拘束について記録を行っていなかった場合に減算対象となる。

Q&A (平成18年9月 介護制度改革 INFORMATION vol.127 問10)

(問) 身体拘束廃止未実施減算については、「身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3か月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について減算する」こととされているが、施設監査に行った際に身体拘束に係る記録を行っていないことを発見した場合、いつからいつまでが減算となるのか。また、平成18年4月前の身体拘束について記録を行っていなかった場合は、減算の対象となるのか。

- ・ 身体拘束の記録を行っていない日
：平成18年4月2日
- ・ 記録を行っていないことを発見した日
：平成18年7月1日
- ・ 改善計画を市町村長に提出した日
：平成18年7月5日

(答) 身体拘束廃止未実施減算については、身体拘束の記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出し、これに基づく改善状況を3か月後に報告することになっているが、これは、事実が生じた月に改善計画を速やかに提出させ、改善計画提出後最低3か月間は減算ということである。

したがって、お尋ねのケースの場合、改善計画が提出された平成18年7月を基準とし、減算はその翌月の同年8月から開始し、最短でもその3か月後の10月までとなる。

なお、身体拘束廃止未実施減算は、平成18年4月から新たに設けたものであることから、同月以降に行った身体拘束について記録を行っていなかった場合に減算対象となる。

Q&A (平成 30 年 3 月 23 日 問 87・問 117)

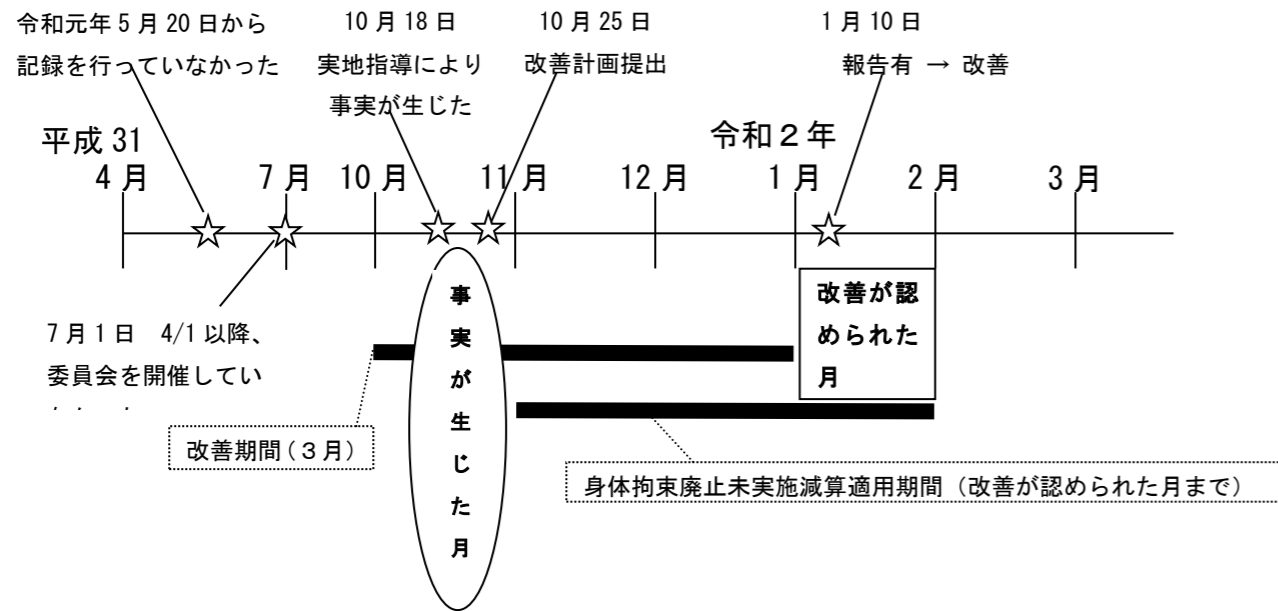
(問) 身体拘束廃止未実施減算について

新たな基準に追加された体制をとるための準備が必要であると考えられるが、何時の時点から減算を適用するか。

(答) 施行以後、最初の身体拘束廃止に係る委員会を開催するまでの3ヶ月の間に指針等を整備する必要があるため、それ以降の減算となる。

3 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方 (例示)

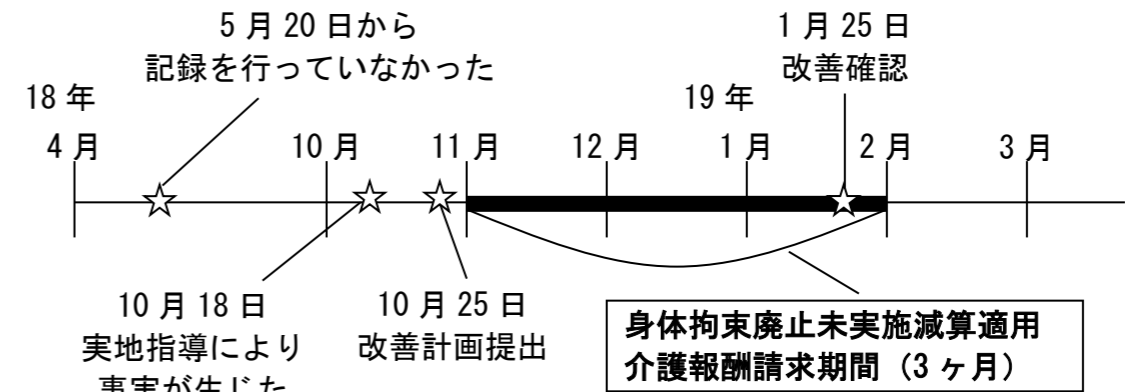
① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



- 令和元年5月20日 【身体拘束の記録を行っていない】
- ↓
- 令和元年7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催していない】
- ↓
- 令和元年10月18日 【実地指導】
例外的に身体拘束等を行う要件には合致するが令和元年5月20日から記録を行っていないこと、平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会(3月に1回)を開催していないことを発見(→直ちに記録を行うよう指導)
⇒翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導
- ↓
- 令和元年10月25日 【改善計画の提出】 **事実が生じた月(10月)**
- ↓
- 令和元年11月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】
事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する
- ↓
- 令和2年1月1日 【事実が生じた月(10月)から3月後】
事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする
- ↓
- 令和2年1月10日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】 **改善が認められた月(1月)**
- ↓
- 令和2年1月31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

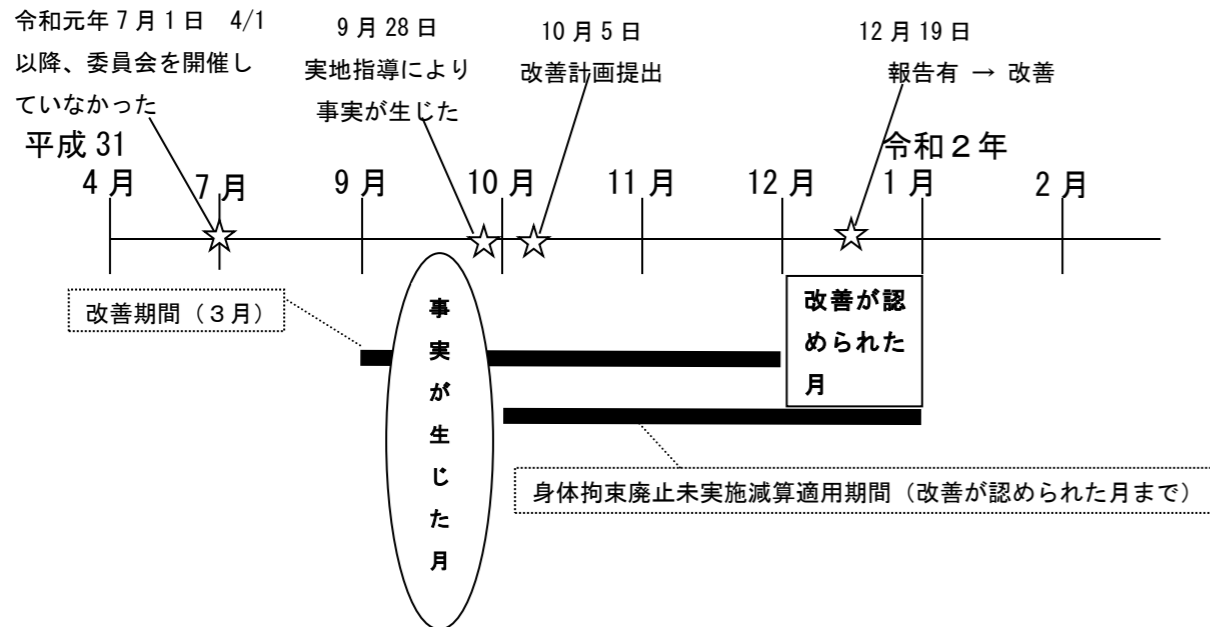
(3) 身体拘束廃止未実施減算の適用の考え方

① 「事実が生じた月」と「改善計画の提出月」が同月内の場合



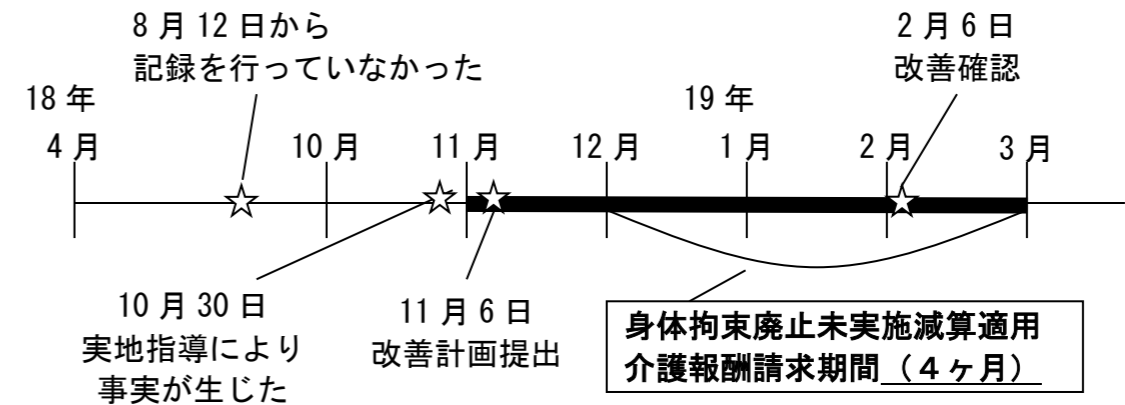
- 平成18年5月20日 【身体拘束の記録を行っていない】
- ↓
- 平成18年10月18日 【実地指導】
平成18年5月20日から記録を行っていないことを発見
- ↓
- 平成18年10月25日 【改善計画の提出】
- ↓
- 改善計画提出後最低3か月間は減算する
- ↓
- 身体拘束廃止未実施減算適用
(平成18年11月～平成19年1月)
- ↓
- 平成19年1月25日 【改善確認(改善が認められた)】

② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



- 令和元年7月1日 【平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための身体拘束等の適正化のための委員会（3月に1回）を開催していなかった】
- ↓
- 令和元年9月28日 【実地指導】
平成31年4月1日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導
- ↓
- 令和元年10月1日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】
事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する
- ↓
- 令和元年10月5日 【改善計画の提出】
- ↓
- 令和元年12月1日 【事実が生じた月（9月）から3月後】
事実が生じた月から3月後に改善状況を報告することとする
- ↓
- 令和元年12月19日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】
- ↓
- 令和元年12月31日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

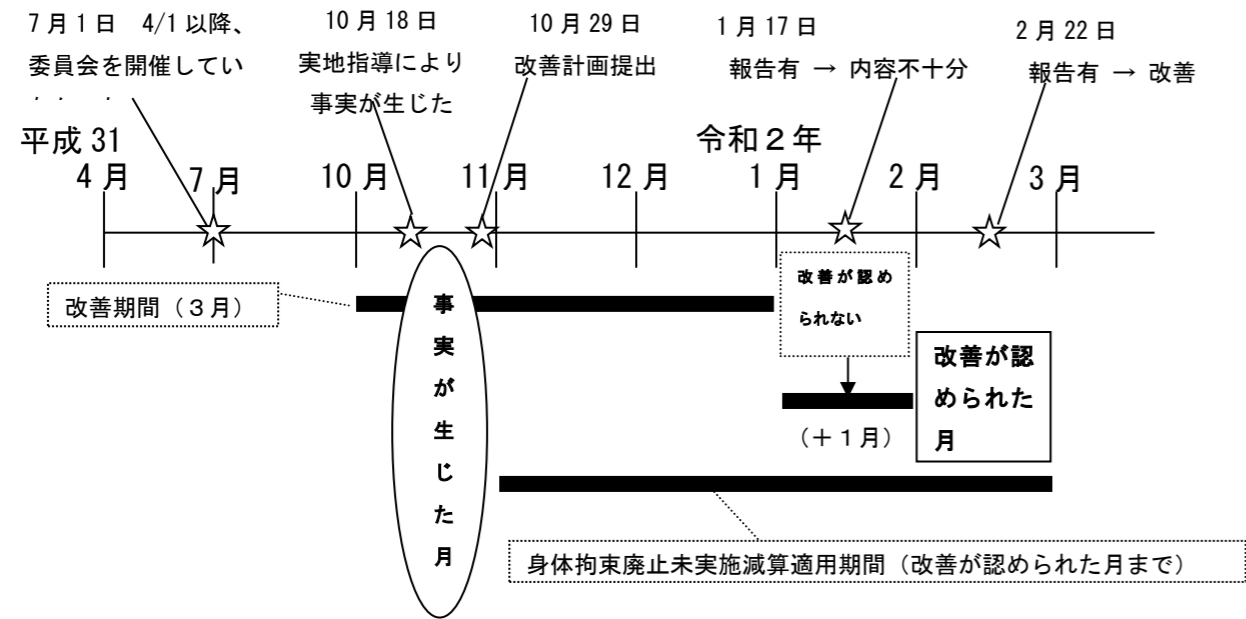
② 「改善計画の提出月」が「事実が生じた月」の翌月の場合



- 平成18年8月12日 【身体拘束の記録を行っていなかった】
- ↓
- 平成18年10月30日 【実地指導】
平成18年8月12日から記録を行っていなかったことを発見
- ↓
- 身体拘束廃止未実施減算適用
(平成18年11月～)
- ↓
- 平成18年11月6日 【改善計画の提出】
改善計画提出後最低3か月間は減算する
- ↓
- 平成19年2月6日 【改善確認（改善が認められた）】
- ↓
- 身体拘束廃止未実施減算適用
(平成18年12月～平成19年2月)

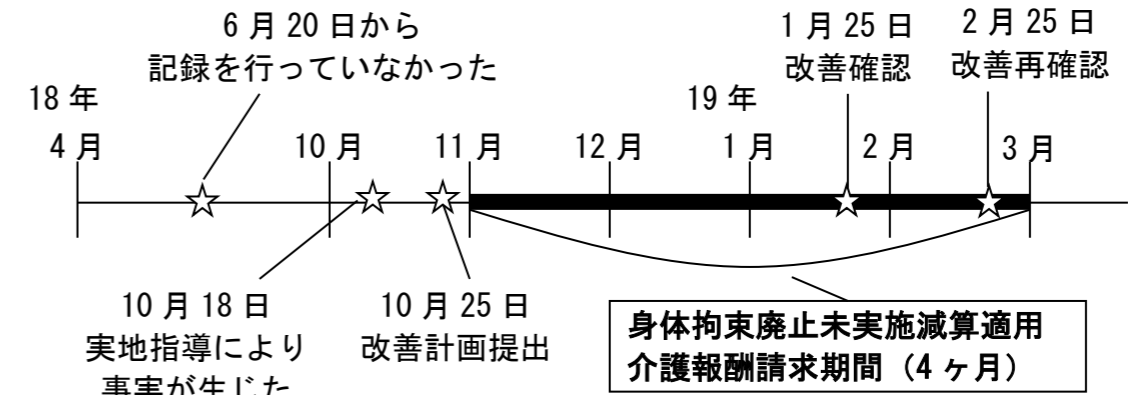
※ 令和2年4月28日付け事務連絡により周知

③ 事実が生じた月から3ヶ月後においても改善が認められない場合



- 令和元年 7 月 1 日 【平成 31 年 4 月 1 日以降、身体拘束等の適正化のための委員会 (3 月に 1 回) を開催していなかった】
- 令和元年 10 月 18 日 【実地指導】
平成 31 年 4 月 1 日以降、身体拘束等の適正化のための委員会を開催していなかったことを発見
⇒ 翌月からの減算及び速やかに改善計画を提出するよう指導
- 令和元年 10 月 29 日 【改善計画の提出】 **事実が生じた月 (10 月)**
- 令和元年 11 月 1 日 【身体拘束廃止未実施減算の適用】
↓ 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで減算する
- 令和 2 年 1 月 1 日 【事実が生じた月 (10 月) から 3 ヶ月後】
↓ 事実が生じた月から 3 ヶ月後に改善状況を報告することとする
- 令和 2 年 1 月 17 日 【改善状況の報告によっても改善されたことを確認できなかった】 ※改善状況の報告がない場合も同様
↓ 事実が生じた月の翌月からの減算は継続
- 令和 2 年 2 月 22 日 【改善状況の報告により改善されたことを確認した】 **改善が認められた月 (2 月)**
- 令和 2 年 2 月 28 日 【身体拘束廃止未実施減算期間の終了】

③ 3ヶ月後の改善が認められない場合



- 平成 18 年 6 月 20 日 【身体拘束の記録を行っていない】
- 平成 18 年 10 月 18 日 【実地指導】
平成 18 年 6 月 20 日から記録を行っていないことを発見
- 平成 18 年 10 月 25 日 【改善計画の提出】
↓ 改善計画提出後最低 3 か月間は減算する
- ↓ 身体拘束廃止未実施減算適用 (平成 18 年 11 月～平成 19 年 1 月)
- 平成 19 年 1 月 25 日 【改善確認 (改善が認められない)】
↓ 改善が認められる月まで引き続き減算
- ↓ 身体拘束廃止未実施減算適用 (平成 19 年 2 月～)
- 平成 19 年 2 月 25 日 【改善再確認 (改善が認められた)】